

# 国立歴史民俗博物館データベース利用規程

平成 16 年 7 月 27 日  
歴博規 第 28 号

最近改正 平成19年6月26日

## (目的)

**第1条** この規程は、国立歴史民俗博物館（以下「博物館」という。）が管理するデータベース又は国立歴史民俗博物館データベース等取扱規程第4条又は第7条の規定により博物館が無償使用することを許諾されたデータベースのうち、学術調査・学術研究の振興及び教育活動のためのデータベースの公開及び利用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において「データベース」とは、文献、数値、画像、その他の情報の集合体であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成し、実用に供し得る条件を備えたものをいう。

## (公開の申請)

**第3条** この規程に基づきデータベースを公開しようとする者は、国立歴史民俗博物館データベース公開許可申請書（別紙様式第1号）により、館長に申請しなければならない。

## (公開の申請者の範囲)

**第4条** 前条の申請ができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 博物館の職員
- (2) 博物館の名誉教授
- (3) その他館長が適当と認めた者

## (公開方法)

**第5条** この規程におけるデータベースの公開方法は、次の各号による。

- (1) データベースれきはく1（一般向けサービス）
- (2) データベースれきはく2（登録者向けサービス）

## (公開の決定)

**第6条** 館長は、第3条の申請があった場合、博物館資源センター会議の議に基づき、公開の有無及び前条の公開方法を決定しなければならない。

## (公開の通知等)

**第7条** 館長は、前条の結果を国立歴史民俗博物館データベース公開許可通知書（別紙様式第2号）により申請者に通知し、公開するデータベース（以下「公開データベース」という。）に関する情報を公表するものとする。

(公開の中止)

**第8条** 館長は、公開データベースのうち、公開に適さなくなったものについて、博物館資源センター会議の議に基づき、公開を中止することができる。

- 2 前項の場合、当該データベースの公開の申請者等から意見を聞くことができる。

(データの更新等)

**第9条** 公開データベースは、適宜そのデータの更新・追加に努めるものとする。

(利用のための申請)

**第10条** 第5条第2号の公開方法により公開データベースを利用しようとする者は、データベース利用承認申請書（別紙様式第3号）により、館長に申請しなければならない。

(利用者の範囲)

**第11条** 第5条第2号の公開方法により公開データベースを利用できる者は、次の各号の一に該当する者で、かつ、館長が承認した者とする。

- (1) 満18歳以上の者  
(2) 前号のほか、特に館長が適当と認めた者

(利用の承認)

**第12条** 館長は、第10条による利用の申請について適當と認めたときは、データベース利用承認書（別紙様式第4号）及び利用者登録番号（以下「ユーザID」という。）を通知する。

- 2 承認期間は1年以内とし、その年度を越えないものとする。  
3 第4条に定める者は、第1項に規定するデータベース利用承認書（以下「承認書」という。）が交付されたものとみなす。  
4 館長は、必要な場合には、承認書に条件を付すことができる。

(利用時間)

**第13条** 公開データベースの利用時間は、別に定める場合のほか原則24時間とし、必要な場合には、館長は臨時に業務を休止することができる。

(利用料金)

**第14条** 公開データベースの利用は無償とし、有償の場合は別に定めるものとする。

(利用による成果の公表)

**第15条** 利用者が、公開データベースを利用し研究成果等を公表するときは、博物館のデータベースを利用したことを明らかにするとともに、館長にその公表物を1部提出するものとする。

(利用方法等の遵守)

**第16条** 利用者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) データベースの著作権を尊重し、違法な利用を行わないこと。
- (2) データベースに定められた利用方法を守ること。
- (3) 営利を目的として使用しないこと。
- (4) プライバシーを侵害しないこと。
- (5) その他、館長が指示する事項を遵守すること。

2 第12条により公開データベースの利用を承認された者は、前項に掲げるものの他、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 承認書に付された条件を守ること。
- (2) 他人にユーザIDを使用させないこと。

(承認の取り消し等)

**第17条** 館長は、承認書を交付された者が、この規程に反して公開データベースを利用した場合、若しくは利用しようとする場合は、承認の取り消しや利用の停止を行うことができる。

(不正利用の防止等)

**第18条** 館長は、公開データベースの利用に関し、不正・違法行為が行われた場合、若しくは行われようとした場合は、公開データベース利用の中止など不正防止のための措置を行うことができる。

2 館長は、不正・違法行為により公開データベース等に損害が生じた場合は、その行為者に現状回復のための処置や損害の賠償を要求することができる。

(公開データベースの管理)

**第19条** 公開データベースの管理は、管理部総務課で行う。

(雑則)

**第20条** この規程に定めるもののほか、データベースの公開及び利用に関し必要な事項は、館長が別に定めるものとする。

**附 則**

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成19年7月1日から施行する。